



# 埼玉県報

第 2984 号  
平成 30 年(2018 年)  
3 月 13 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県統計調査条例に基づく県指定統計調査の指定解除（統計課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 廃川敷地等の公示（水辺再生課）
- 朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 平成 30 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築安全課）
- 平成 20 年埼玉県告示第 1549 号の一部を改正する告示（建築安全課）
- 県道伊勢崎深谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 技能教育施設の指定（高校教育指導課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十一号

埼玉県統計調査条例（平成二十年埼玉県条例第六十号）第二条第二項の県指定統計調査の指定を次のように解除したので、同条例第三条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

県指定統計調査である賃金実態調査の指定を解除する。

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ク スリのアオキ七本木店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木千八百九十番一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木保外志

石川県白山市松本町二千五百十二番地

（変更後） 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

石川県白山市松本町二千五百十二番地

#### ハ 変更年月日

平成三十年一月一日外

#### ニ 届出年月日

平成三十年二月二十八日

#### 二 縦覧期間

平成三十年三月十三日から平成三十年七月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年三月十三日から平成三十年七月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十三号

平成二十九年埼玉県告示第千六百十二号で公示した公共測量は、平成三十年二月二十日終了した旨測量計画機関である皆野町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十四号

平成二十九年埼玉県告示第千二百二十一号で公示した公共測量は、平成三十年二月二十八日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十五号

平成二十九年埼玉県告示第千六十八号で公示した公共測量は、平成三十年二月二十八日終了した旨測量計画機関である羽生市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十六号

平成二十九年埼玉県告示第千二百七十六号で公示した公共測量は、平成三十年三月一日終了した旨測量計画機関である杉戸町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十七号

平成二十九年埼玉県告示第千二百二十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月一日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十八号

平成二十九年埼玉県告示第七百二十一号で公示した公共測量は、平成三十年三月一日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十九号

平成二十九年埼玉県告示第千百十四号で公示した公共測量は、平成三十年二月二十八日終了した旨測量計画機関である小川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 河川の名称

荒川水系一級河川吉野川

### 二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十年三月十三日

### 三 廃川敷地等の位置

大里郡寄居町大字富田字花ノ木一三一九番一〇、同郡同町大字赤浜字赤木二六三二番九、同郡同町同大字字沼下二三二四番四及び同郡同町同大字同字二三二四番五

### 四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

六六七・六七平方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十一号

朝霞市から朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十二号

朝霞市から朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十三号

朝霞市から朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十四号

嵐山町から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十五号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告示

### 埼玉県告示第二百三十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成三十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 試験の期日及び時間

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

平成三十年七月一日（日）

午前十時から午後五時十分まで

###### (2) 設計製図の試験

平成三十年九月九日（日）

午前十一時から午後四時まで

##### ロ 木造建築士試験

###### (1) 学科の試験

平成三十年七月二十二日（日）

午前十時から午後五時十分まで

###### (2) 設計製図の試験

平成三十年十月十四日（日）

午前十一時から午後四時まで

#### 二 試験会場

##### イ 二級建築士試験

###### (1) 学科の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

###### (2) 設計製図の試験

###### (一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

###### (二) 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

埼玉県県民活動総合センター

##### ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者に限り行うことができる。

なお、過去の受験票又は合否の通知書を貼付すること。

(1) 受験申込受付期間

平成三十年四月二日（月）から平成三十年四月十六日（月）まで

（受験申込受付期間内の消印のあるものに限る。）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇二—〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三丁目六番

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

（一）受付期間

平成三十年四月九日（月）から平成三十年四月十六日（月）まで

（二）受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaenic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成三十年四月二日（月）から平成三十年四月二十三日（月）まで

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階  
一般社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成三十年四月十九日（木）から平成三十年四月二十三日（月）まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号  
埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成三十年六月六日（水）頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaeic.or.jp/>) に於いて公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成三十年八月二十一日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成三十年九月四日（火）（予定）

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉

建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成三十年十二月六日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十七号

平成二十年埼玉県告示第千五百四十九号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

第三号中「卒業した後」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては修了した後）」を加え、同号の表の（注）中「（昭和三十一年文部省令第二十八号）」の下に「又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）」を、「（昭和五十年文部省令第二十一号）」の下に「又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）」を加える。

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	伊勢崎深谷線
供用開始の区間	深谷市中瀬字向島一六五六番一地先から同市中瀬字伊勢島一三一九番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十年三月十七日 (午後三時)
備考	平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一三二六・八〇メートル

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

#### 一 許可番号

平成三十年一月十九日

指令川建セ第二九〇〇三六〇号

#### 二 検査済証番号

平成三十年三月九日

川建セ第二九〇〇五四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字諏訪千四百七十五番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目二十六番七号

比留間 純子

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

#### 一 許可番号

平成三十年二月八日

指令越建セ第二九〇〇〇四二号

#### 二 検査済証番号

平成三十年三月八日

越建セ第四〇二―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百五十三番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代一丁目一番二十一―三〇九号 ヴァンペール東武動物

公園

田中 早津季

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年三月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年三月十九日 午前九時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県立近代美術館管理規則の一部を改正する規則について

ハ 埼玉県立高等学校管理規則及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

ニ 技能職員に関する規則の一部を改正する規則について

ホ 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令について

ヘ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について

ト 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任命について

チ 埼玉県文化財保護審議会委員の委嘱について

リ その他

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設として、平成三十年三月十三日付けで次のとおり指定した。

平成三十年三月十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 一 技能教育のための施設の名称

学校法人国際学園星槎川ロキヤンパス（埼玉県川口市栄町三丁目十九番地）

二 星槎国際高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する  
高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
ビジネス経済応用	ビジネス経済応用
電子商取引	電子商取引
課題研究	課題研究

## 告 示

### 埼玉県選管告示第十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年三月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年三月十四日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 春日部市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

イ その他